

改正案	現行
<p>（経営強化計画の提出）            第三条（略）            2 前項第五号に規定する員外監事とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 農林中央金庫の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>イ 当該農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。</p> <p>ロ その就任の前五年間当該農林中央金庫の理事、経営管理委員若しくは職員又はその子会社（農林中央金庫法第二十四条第三項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。）、執行役若しくは使用人でなかつたこと。</p> <p>ハ 当該農林中央金庫の理事、経営管理委員又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。</p> <p>二 農業協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>イ 当該農業協同組合連合会の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。</p> <p>ロ その就任の前五年間当該農業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（農業協同組合法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかつたこと。</p> <p>ハ 当該農業協同組合連合会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。</p>	<p>（経営強化計画の提出）            第三条（略）            2 前項第五号に規定する員外監事とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 農林中央金庫の監事のうち、当該農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該農林中央金庫の理事、経営管理委員若しくは職員又はその子会社（農林中央金庫法第二十四条第三項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。）、執行役若しくは使用人でなかつたもの</p> <p>二 農業協同組合連合会の監事のうち、当該農業協同組合連合会の会員である法人の役員又は使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該農業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（農業協同組合法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかつたもの</p>

三 漁業協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 当該漁業協同組合連合会の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。

ロ その就任の前五年間当該漁業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（水産業協同組合法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかつたこと。

ハ 当該漁業協同組合連合会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

四 水産加工業協同組合連合会の監事のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 当該水産加工業協同組合連合会の会員である法人の役員又は使用人以外の者であること。

ロ その就任の前五年間当該水産加工業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（水産業協同組合法第百条第一項において準用する同法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかつたこと。

ハ 当該水産加工業協同組合連合会の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

（法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第十七条 法第十二条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び第十九条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画（法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう

三 漁業協同組合連合会の監事のうち、当該漁業協同組合連合会の会員である法人の役員又は使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該漁業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（水産業協同組合法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかつたもの

四 水産加工業協同組合連合会の監事のうち、当該水産加工業協同組合連合会の会員である法人の役員又は使用人以外の者であつてその就任の前五年間当該水産加工業協同組合連合会の理事若しくは使用人又はその子会社（水産業協同組合法第百条第一項において準用する同法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。）の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかつたもの

（法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第十七条 法第十二条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び第十九条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画（法第四条第一項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項の規定により承認を受けたものをいう

。 ) の実施期間の終了の日から三月以内 ( 当該農水産業協同組合が当該実施期間内に法第十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで ) に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第四条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は金融持株会社等に係る取得株式等 ( 法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。 ) 又は取得貸付債権 ( 法第十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。 ) の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

一 ( 三 ) ( 略 )

2 法第十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 ( 略 )

二 協定銀行が現に保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を提出する農水産業協同組合を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

( 法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出 )

第四十一条 法第二十二條第一項 ( 法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下同じ。 ) の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画 ( 法第十六條第一項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。 ) の実施期

。 ) の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該農水産業協同組合が当該期間内に法第十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一 ( 三 ) ( 略 )

2 法第十二条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 ( 略 )

二 協定銀行が現に保有する取得株式等 ( 法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。 ) 及び取得貸付債権 ( 同条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。 ) のうち経営強化計画を提出する農水産業協同組合を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

( 法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出 )

第四十一条 法第二十二條第一項 ( 法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下同じ。 ) の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画 ( 法第十六條第一項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。 ) の実施期

間の終了の日から三月以内（当該農水産業協同組合が当該実施期間内に法第二十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成金融持株会社等に係る取得株式等（法第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（法第二十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一（三）（略）

2 法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 協定銀行が現に保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を提出する農水産業協同組合を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出）

第四十三條 法第二十二條第三項（法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により経営計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画（法第十六条第三項若しくは第十八條第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される法第十六条第二項の規定に

間の終了の日から三月以内に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該農水産業協同組合が当該期間内に法第二十四条第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一（三）（略）

2 法第二十二條第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 協定銀行が現に保有する取得株式等（法第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）及び取得貸付債権（同条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）のうち経営強化計画を提出する農水産業協同組合を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出）

第四十三條 法第二十二條第三項（法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により経営計画を提出する農水産業協同組合は、その実施している経営強化計画（法第十六条第三項若しくは第十八條第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される法第十六条第二項の規定に

より提出したものの、法第十九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。）又は経営計画（法第二十二條第三項又は第二十四條第五項の規定により提出したものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該農水産業協同組合が当該実施期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）に、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六條第三項又は第十八條第一項から第四項までの規定により読み替えて適用される法第十六條第二項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成金融持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

一・二 (略)

2・3 (略)

より提出したものの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。）又は経営計画（法第二十二條第三項又は第二十四條第五項の規定により提出したものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内に、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、当該農水産業協同組合が当該期間内に法第二十四條第一項の規定による認可を受けようとするものであるときは、当該実施期間が終了する一月前までに提出しなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)